

小児・AYA 世代

がん患者在宅療養生活支援事業のご案内



水巻町では、40歳未満のがん患者の方が住み慣れた自宅で安心して療養生活を送ることができるよう、在宅介護サービスに係る利用料の一部を助成します。

※AYA(アヤ)世代:「Adolescent and Young Adult 世代」の略。15～39歳の思春期・若年成人の世代を指します。

対象者

次のすべてに該当する人

- 水巻町に住所を有する40歳未満のがん患者
(介護保険における特定疾病としての「がん」の定義及び診断基準に該当する人)
- 在宅療養上の生活支援及び介護が必要な人
- 他の事業において、同様のサービスの利用を受けない人
- 令和6年4月1日以降に利用する人

助成対象となるサービス

- 訪問介護 身体介護、生活援助、通院等乗降介助
- 訪問入浴介護
- 福祉用具の貸付・購入
車いす、特殊寝台、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり（工事を伴わないもの）、歩行器、移動リフト、自動排泄処理装置、腰掛便座など

助成額

- 上記サービス利用料の 9割相当額（最大5万4千円/月）（利用上限額6万円/月）
一月6万円以上の利用料は自己負担

手続きの流れ

※サービス開始前に申請してください

- 1 利用申請 ①利用申請書（様式第1号）②医師による意見書（様式第2号）
③利用予定者、申請者の本人確認書類
を水巻町健康課に提出してください。
- 2 利用決定の通知 申請内容を審査し、町から決定通知を送付します。
- 3 サービスの利用 利用者は、介護サービス事業者と契約して、サービスを利用してください。
- 4 サービス利用料の支払い 利用者は、サービス事業者に請求された額を全額支払ってください。
- 5 助成金の請求 ①実績報告書兼請求書（様式第7号）
②領収書と明細書（サービス内容、日時・回数・金額など記載）の写し
③通帳の写し（振込先が確認できるもの）
請求はひと月ごとまとめて請求してください。複数月まとめて請求もできます。
※請求は、支払った日の属する年度の末日までに行ってください。
- 6 審査、助成金の支払い 申請内容を審査し、町より助成金が支払われます。
- 7 申請内容の変更や利用停止の手続き 利用決定後に、申請内容の変更や支援事業の利用停止をする場合は、
変更（廃止）届（様式第5号）を提出してください。

申請書等書類は、ホームページ載又は健康課にあります。



問合せ・申請先
水巻町健康課（いきいきほーる）
水巻町頃末南3-11-1
093-202-3212